

学校感染症による出席停止について

保護者様

大阪府立都島工業高等学校長

医師により学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法の規定により、欠席ではなく出席停止扱いとなります。つきましては、主治医より登校可能と判断されるまで家庭で療養してください。判断されましたら「意見書」を主治医に記入していただき、担任に提出してください。なお、下記の感染症以外のものは出席停止になりません。

主治医様

大阪府立都島工業高等学校長

平素より、本校生徒がお世話になり、誠にありがとうございます。生徒の疾病が学校感染症に該当するものであり、療養後登校してもよいと判断される場合は次の「意見書」に必要事項をご記入いただきますよう、よろしく願いいたします。

意見書

大阪府立都島工業高等学校長 様

科 年 組 名前

感染症名	第1種・(病名) 第2種・インフルエンザ (A型・B型) ・麻しん ・風しん ・水痘 ・百日咳 ・咽頭結膜熱 ・流行性耳下腺炎 ・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎 第3種・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸チフス ・パラチフス
その他 ご意見	
出席停止 期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の疾患に罹患したため療養を指示していましたが、感染のおそれなくなったので、登校可能であると判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印